

令和3年度
公立豊岡病院組合
医師修学資金貸与制度
～募集要項～

問合せ先

〒668-8501

兵庫県豊岡市戸牧 1094 番地

公立豊岡病院組合 医師育成・研修支援センター

【公立豊岡病院2階】

Tel (0796)22-6111 内線 2255

Fax (0796)22-0170

はじめに～制度の目的と概要～

公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度は、但馬地域の医療を充実させるため、公立豊岡病院組合で勤務する医師の養成と確保を目的に、医学生に対して修学資金を貸与し、一定期間組合立病院で勤務することにより修学資金の返還を免除する制度です。

1. 対象者

下記要件を備えている者

- (1) 兵庫県但馬地域又は京都府丹後地域における就学又は在住歴を有することを原則とする
- (2) 学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程に進学する見込み、もしくは在学中であること
- (3) 大学を卒業後、医師として組合立病院で勤務する意思を有していること
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しないこと
- (5) 公立豊岡病院組合以外の団体から医師の確保を目的とした修学資金の給付又は貸与を受けていないこと

2. 連帯保証人 2名必要

3. 選考方法 申請書類と面接により決定

4. 修学資金貸与額

1人当たり	総額 10,200,000円(6年間貸与の場合)
大学1年生～4年生	月額 125,000円 年額 1,500,000円(12ヶ月貸与の場合)
大学5年生～6年生	月額 175,000円 年額 2,100,000円(12ヶ月貸与の場合)

5. 貸与期間 正規の修学年限内(6年以内)

6. 貸与の一時停止

大学を長期欠席又は休学した時は修学資金の貸与を一時停止することがあります。

7. 修学資金の返還猶予

- (1) 被貸与者が組合立病院の医師として勤務する期間。
- (2) 大学卒業後医師免許を取得できなかったときは、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間。
- (3) 被貸与者が組合立病院以外の医療機関等において院外研修を行う場合で、次号に掲げる要件のいずれにも該当するとき。
 - ① 被貸与者が初期臨床研修を開始した年度の初日から起算して10年を経過しない範囲内において返還の免除に必要な勤務要件を履行できること。
 - ② 医師確保のために特に必要であると管理者が認めるとき。
 - ③ 院外研修を行う医療機関等が公立豊岡病院組合管理者(以下「管理者」という。)の認めた施設であること。

(4) (1)～(3)のほか、管理者が特に必要と認める場合。

8. 修学資金の返還免除

貸与学生在公立豊岡病院組合の医師として一定期間（臨床研修の期間を含む）勤務した場合、修学資金の返還及び返還利息を免除します。一定期間とは下記の表のとおりです。

※ 貸与期間と返還免除勤務期間

貸与期間	返還免除の勤務期間
4年未満	4年
4年以上	貸与期間と同じ期間

9. 修学資金の返還

(1) 次の場合に修学資金の返還を求めます。

- i 修学資金の貸与の決定が取り消されたとき
 - ・修学資金貸与対象者の要件を失ったとき
 - ・心身の故障のため修学の見込みが無くなったとき
 - ・学業の成績又は性行が著しく不良であると認められるとき
 - ・修学資金の貸与を辞退したとき
 - ・上記の他、修学資金を貸与することが不相当と認められるとき
- ii 大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- iii 死亡、心身の故障で医師の業務に従事できないとき
 - ※組合立病院に在職している期間中であって、業務に起因する場合は除く。
- iv 組合立病院での勤務を辞退する場合、又は医師免許取得後、管理者の認めた施設で研修に従事しなかった場合
- v 返還免除の勤務年数に満たないで退職した場合

※返還の免除に必要な勤務期間を満たさずに制度から離脱した場合は、修学資金の全額と貸与金に対し年10パーセントの割合で計算した利息の支払いが必要となります。

(2) 修学資金を返還する場合、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、3ヶ月以内に一括返金していただきます。

(3) 管理者が特に必要と認める場合、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき金額を分割納付できる場合があります。（死亡などの場合）

※分割納付は修学資金の貸与期間の2分の1の期間内に、半年賦の均等返還となります。

10. 延滞利息

修学資金を返還すべき日までに、正当な理由なく修学資金を返還しなかった場合は、修学資金を返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還すべき金額の年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。

※延滞利息は閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とします。

令和3年度の募集について

1. 募集人員

令和3年4月に新たに大学の医学を履修する課程に入学する者・・・3名程度

2. 応募資格

下記要件を備えている者

- (1) 兵庫県但馬地域又は京都府丹後地域における就学又は在住歴を有することを原則とする
- (2) 学校教育法に規定する大学の医学を履修する課程に進学する見込み、もしくは在学中であること
- (3) 大学を卒業後、医師として組合立病院で勤務する意思を有していること
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しないこと

(注) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項

- ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 公立豊岡病院組合以外の団体から医師の確保を目的とした修学資金の給付又は貸与を受けていないこと

3. 選考日時及び会場

選 考 日 時	選 考 会 場
令和2年10月9日(金) 午後1時30分～	公立豊岡病院組合 職員会館1階 サークル室 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

4. 選考方法内容

面接 : 個別面接20分程度

身体検査 : 提出いただく健康診断書等によって、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。

5. 応募方法

応募にあたっては連帯保証人が2名必要となります。

※連帯保証人は独立の生計を営む成年者で、修学資金の貸与決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うこととなります。

受 付 期 間	令和2年9月1日(火)～9月30日(水) ※郵送の場合は9月30日(水) 必着 ※締切日直前に応募される場合は、念のため医師育成・研修支援センターにご連絡ください。 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝祭日は除く。)
提 出 先	〒668-8501 兵庫県豊岡市戸牧1094番地 公立豊岡病院組合 医師育成・研修支援センター(公立豊岡病院2階)
提 出 書 類	① 修学資金貸与申請書(様式第1号) ② 履歴書(専用の用紙に記入し、写真を貼付すること) ③ 健康診断書 ※申請日以前2ヶ月以内に受診したもの ※医療機関において作成した健康診断書であって労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第43条(雇入時の健康診断)に定める項目を満たすもの ④ 誓約書(様式第2号) ⑤ 連帯保証人2名の印鑑証明書 ※上記①及び⑥に押印された印鑑の印鑑証明とします。 (注1) 受験に際しての提出書類は、一切返却いたしません。
合 格 証 明 (後 日)	①入学を予定する大学の合格通知書の写し ※修学資金貸与内定の場合、令和3年3月19日(金)までに提出を求めます。 ②入学を予定する大学の在学証明書 ※修学資金貸与内定の場合、令和3年4月15日(木)までに提出を求めます。

6. 選考の結果発表(内定通知)

令和2年10月20日(火)までに、本人宛てに通知します。

※被貸与の決定通知(正式決定)は、大学在学を確認してから実施します。

7. 内定者説明会の実施

修学資金の貸与内定者には、次の日程で貸与制度及び提出書類の説明会を実施します。

説 明 会 日 時	説 明 会 会 場
令和2年11月13日(金) 午後2時～ ※1時間程度	公立豊岡病院組合 職員会館1階 サークル室 兵庫県豊岡市戸牧1094番地

※貸与内定者及び連帯保証人1名以上の出席をお願いします。

8. その他

新たに医師修学資金の貸与を受ける者を対象に、修学資金に一時金を加算して貸し付ける修学一時資金貸付制度を設けています。詳しくは、次頁をご覧ください。

医師修学一時資金貸付制度

1. 趣旨

公立豊岡病院組合立病院の医師の確保を目的に、公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受ける者を対象に修学一時資金を加算して貸し付けます。

2. 対象者

新たに公立豊岡病院組合医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受けようとする者又は貸与中の者で、新たに修学一時資金の貸付を希望する者。

※別紙、『修学一時資金貸与申請書』にて申請してください。

3. 募集人員

若干名

4. 貸付の限度額

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費の範囲内で20,000,000円を限度とします。ただし、貸付は1回に限ります。

※ただし、予算の都合により希望額を貸付できない場合があります。

5. 利息

修学一時資金は無利息とします。

※ただし、返還期日までに返還の無い場合は延滞利息が発生します。

6. 返還期間

修学一時資金は、初期臨床研修開始後10年以内に、月賦若しくは半年賦の方法で、返還しなければなりません。

問い合わせ先 公立豊岡病院組合 医師育成・研修支援センター 電話 0796-22-6111 (内線 2255)
--